

一定金額未満の普通預金口座解約時の「印鑑不要化」に伴う預金規定改定のお知らせ

2020年12月

碧海信用金庫は、2021年2月1日より個人のお客さまを対象に残高1万円未満の普通預金口座解約時において、運転免許証等の顔写真付本人確認資料の提示等をしていただくことにより届出印の押印を不要といたします。これに伴い、同日より預金規定を変更しますので、お知らせいたします。

なお、変更後の預金規定は、変更前からお取引いただいているお客さまにも適用いたします。ご不明な点がございましたら、当金庫の窓口にお問い合わせください。

<改定する預金規定>

規定名	新规定	新旧対照表
普通預金規定	PDF	PDF
総合口座規定	PDF	PDF

以上